

総合資源エネルギー調査会
電力・ガス事業分科会 第22回電力・ガス基本政策小委員会

日時 令和元年12月26日（木）10：00～12：10

場所 経済産業省本館17階 国際会議室

○下村電力産業・市場室長

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、総合資源エネルギー調査会第22回電力・ガス基本政策小委員会を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日、牛窪委員、村上委員、村木委員におかれましては、ご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、早速ですけれども、以降の議事進行は山内委員長にお願いさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○山内委員長

どうも、おはようございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただきたいと思います。

プレスの方、よろしいですかね。

まず最初の議題ですけれども、これは資料の3、4、5になりますかね。これに基づきまして、続けて事務局からご説明をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○下村電力産業・市場室長

それでは、いつもの定点観測でございますけれども、資料の3をごらんいただければと思います。自由化の進捗状況でございます。

スライド3をごらんいただければと思います。

足元の新電力シェアの推移でございます。足元、15.8%、特に低圧分野は少し伸びてございまして16.7%という数字となっております。

スライド4をごらんいただければと思います。

大手電力の域外進出でございますけれども、左下、全体で4.1%、右下、高圧で見ますと7.3%という数値となっております。

続くスライド5、それから6は、供給区域別、電圧別の新電力のシェアの推移を示したもので

ございます。

それから、スライド7でございますけれども、これは同じデータでございますけれども、エリア別にそれぞれ切り出したらどうなるかという形で示させていただいているものでございます。

それから、スライド8と9、これが低圧のスイッチング状況でございます、大手から新電力のスイッチングの件数というのは、現在1,141万件というところまで伸びてきてございます。

それから、スライド10をごらんいただければと思いますが、こちらは小売電気事業者の登録者数でございます、直近では630者となっております。

それから、スライド11をごらんいただければと思います。

こちらは低圧分野における規制料金と新電力の平均単価の推移を示したものでございます。トレンドは従来と変わってございまして、新電力の料金水準というのは、規制料金をやや下回る水準で推移をしているということでございます。

スライド12でございます。

こちらは卸電力取引所の状況でございます、市場取引量は全体の30から37%で推移をしております。

スライド13は市場価格の推移でございます、こちらは秋口ということで、1円から17円という程度での推移となっております。

電気の最後でございますが、スライド14でございます。

来年4月には発送電分離が行われます。これに関しまして、今般、全ての対象事業者におきまして、分社化する送配電部門の会社名、それからロゴマークというのが全て公表されましたので、ここでご紹介をさせていただければと思います。各社におかれましては、分社化の準備、着実に進んでいるというふうに承知をしておりますけれども、私どもも万全を期すよう、引き続き注視をしてみたいと考えてございます。

○下堀ガス市場整備室長

続きまして、ガスの定点観測でございます。

スライドの16をごらんください。

小売全面自由化後のガス事業法に基づくガス小売の登録は77社になりまして、そのスライドの下線を引いた社が新たに登録をしております。新たに一般家庭へ供給しているのは32社ということで、次のスライドに、それをエリアごとに、新たに進出したところにまた下線を引いているところでございます。

スライド18でございますけれども、他社スイッチングの状況ということで、11月末時点で家庭用契約件数全体のおよそ12%が他社にスイッチングをしている。全国で300万件を超えたという

ことでございます。

次のスライド19ですが、みなし小売から新規小売へのスイッチングというのは、家庭用契約件数全体の0.1%から0.5%程度がスイッチングしていて、逆、新規小売からみなし小売へのスイッチングも、昨年後半から中国、北陸、近畿では比較的高かったんですが、直近では関東でもわずかに増加している傾向にあるということでございます。

次のスライドの自社スイッチングの状況ですが、規制料金が残っている旧事業者における家庭用での自社スイッチング、自社の自由料金へのスイッチというのは129万件というところがございます。

それから、スライド21でございますけれども、ガス小売事業者全体の総販売量に占める新規参入者の割合は、全体で14.3%、家庭用は9%で、工業用は18.2%となっております。

最後のスライド22でございますけれども、家庭用の販売量における新規小売の割合でございますが、現在、全国で9%という中で、関東などは引き続き伸びている地域がある。一方で、近畿や九州ではやや伸びが鈍化しているということもグラフから見てとれるかなと思っております。

以上でございます。

○下村電力産業・市場室長

続いて、資料4をごらんいただければと思います。電気・ガス供給業に対する法人事業税の課税方式の見直しについてでございます。

こちらも報告事項ではございますけれども、電気事業者の影響はある改正でございますので、ここでご報告をさせていただければと考えてございます。

2ページ目をごらんいただければと思います。

今月12日でございますが、与党におきまして、令和2年度与党税制改正大綱というのが取りまとめられました。その内容についてご報告をさせていただきます。

おめくりいただきまして、スライド3をごらんいただければと思います。

法人事業税につきましては、資本金1億円以上の一般の事業に対しましては右上のような形で、所得に対する課税に外形標準課税が組み込まれた形で課税が行われています。一方で、現状、電気・ガス供給業に対しましては、左側のように収入に対して課税が行われるという形となっております。自由化も随分進展をしてきてございますので、個の公平性を確保すべきということで、税調で審議が行われまして、結果として、今回その2割程度について、一般の事業と同様の課税方式を組み入れるという形で取りまとめが行われているというものでございます。

スライド5をごらんいただければと思います。

この大綱では、あわせまして「地方税法の施行に関する取扱い」というものがございますが、

これにつきまして、「公平性が確保されるよう趣旨を明確化する」という記載も盛り込まれました。現行、電気・ガス供給業は、主たる事業の場合、左側のような収入割で計算されるのに対しまして、電気・ガス供給業が従たる事業、すなわち全体の売り上げの1割程度以下の場合、これは一般の事業と同様の課税方式で算定すると、こういう通達を示されているところでございます。これの公平性を確保するというのが大綱に盛り込まれたということでございますので、今後は原則として、同じ課税方式が適用されるということが想定されます。今後、総務省からの具体的な通知内容が判明次第、またご報告をさせていただければと考えてございます。

スライド6でございます。

これは大綱の抜粋でございます。今回の見直しは、まだ途中のものでございまして、その課税のあり方について、今後も引き続き検討するという記載が盛り込まれてございます。

参考5、6は、それぞれ大綱、それから、先ほどの総務省の通知の関連部分の抜粋でございます。

スライド11をごらんいただければと思います。

最後、ガスについても記載が盛り込まれてございまして、こちらは2022年に法的分離が予定されてございますので、2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合、ここはガスの競争環境も配慮いただいたわけですけれども、他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の見直しを検討するという旨が記載されたということでございます。

こちらの資料は以上でございます。

続けて、資料5をごらんいただければと思います。

小売事業者制度の運用についてでございます。

スライド2をごらんいただければと思います。

先ほど資料3でご報告させていただきましたとおり、小売電気事業者数は、現時点で630に上っております。他方で、これだけふえてまいりますと、こうした事業者の中には、私どもから連絡をしようと思っても連絡がつかないといったものも出現をしてくれてございます。こうした状況は問題があると考えられますので、今後、電気事業法に基づく報告徴収を実施させていただきまして、しかるべき対応のいただけない事業者に対しましては、小売事業の登録の取り消しを行うこととしてはどうかと考えてございます。

スライド3をおめぐりいただければと思います。

こうした事業者は、基本的には連絡もつかないような事業者であれば、需要家に対する小売供給は行っていないのではないかと考えられるわけですけれども、万が一にもそういう需要家がい

ないとも限りませんので、こうした需要家に対しては、適切にその旨の通知が行われることが必要であると考えてございます。小売事業者が、こうした場合、つまり供給がもうできなくなりま
すという場合には、当該小売事業者が需要家に対して通知を行うということが基本であるわけ
ですけれども、必要がある場合には、一般送配電事業者から需要家に対して通知を行うと、こうい
った形で需要家にも配慮した上で、この運用を行っていきたいというふうに考えてござい
ます。

ご説明は以上でございます。

○山内委員長

議事でいうと（１）から３番目まで、今まとめてご報告、ご説明いただきました。

これについてまとめて質疑ということにしたいと思えますけれども、例によって発言をご希望
の方は名札を立てていただきたいと思えます。どなたかいらっしゃいますか。

どうぞ、川越オブザーバー。

○川越オブザーバー

ありがとうございます。

資料３の全面自由化の進捗状況の中で、14ページ目に発送電部門の法的分離に向けた各社の準
備状況というのがございますけれども、最近、送配電部門と小売事業者との間で業務上のやりと
りや情報管理に懸念があるため、適切な対応を要望したいと思えます。

例えば、11月28日に東京電力パワーグリッドのホームページで公表されていますが、東京電力
エリアの高圧以上の全需要家の契約情報がプログラムのふぐあいにより小売者に誤提供されたり、
その後の対応で、事前連絡なく、例えば弊社のお客様へ謝罪文書が送付されたり、今月におい
ては託送ホームページへのアクセスで遅延が発生するなど、当社にかかわらず、小売事業者の業務
運営に大きく影響を与える事案が発生しています。このような対応は、お客様との間でトラブル
になりかねない内容であり、情報漏洩先次第では競争にも影響する大きな事象だと考えておりま
す。

今後、分社予定の各社におきましては、情報管理や、当然ながら中立性の確保を万全に期して
いただきたいと思えます。また、トラブル発生時に小売事業者が混乱しないように、責任ある対
応窓口を明確化いただくよう要望いたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○山内委員長

ほかにいかがでしょうか。

大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

ありがとうございます。

まず、この資料の全面自由化の進捗状況ですけれども、毎回これ、示していただいている、ある意味定点観測としては非常に参考になる資料だなと。他方で、この間、いろんな制度も入ってきていて、それが自由化の進展にどの程度貢献しているのかというふうな分析的なことというのは、余り実はされていなく、これまで来ているなという感じはしていて、そろそろこういうふうな業務もなれてきたと思うので、そういうふうなところも入れ込みながら、評価もしていくようなこともやられてもいいのかなというふうな感じを、この資料に関しては思っています。

あと、課税の方式に対しては、自由化するので、きちんと一般の事業と同等の課税方式になるべくするように、引き続き努力していただければなというふうな思いでいます。

以上です。

○山内委員長

それじゃ、前半の部分は事務局のほうでまたご検討ということで、お願いします。

次のご発言、電力・ガス取引監視等委員会ネットワーク事業監視課長でいらっしゃる田中課長、よろしくお願ひいたします。

○田中電力・ガス取引監視等委員会ネットワーク事業監視課長

監視委員会でございます。

川越オブザーバーから言及のありました事案につきましては、基本的には個別の事案でございますので、詳細については差し控えさせていただきたいとは思いますが、おっしゃるとおり、中立性の確保、非常に重要な事項でございますので、そのような事案のないように、監視委員会としてもしっかりと引き続き指導してまいりたいと思います。

○山内委員長

次は大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。

今のご発言とも関連してなんですけれども、今回、資料3並びに資料5の小売電気事業制度の運用についてということで、自由化後、いろんな状況が起きている中で、消費者として本当に自分たちの見えているところと見えていない部分もありまして、既に廃業する事業者も出てきているという話もありますので、監視等委員会のほうで現状の問題点、また細かにご報告をいただくと大変ありがたいかなと思います。

以上です。

○山内委員長

これもご検討いただきたいと思います。

柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

この資料3の10ページに、小売電気事業者の登録数が、今630件となっていて、着実にふえているということはいいことだと思っていますが、実質的にどの様な事業者が取引をやっているのか。シュタットベルケ的な自治体が入っているような、俗に言う地産地消型の、自分たちの電源、固定価格買取のようなものを使いながらも、電源を持ちながら、その地の中で使っていくようなものも大分ふえているように思っているんですけども、実態をもう少し教えていただきたいと思います。それだけです。

○山内委員長

今、何かご回答ございますか。

○下村電力産業・市場室長

手元に正確な数字はございませんけれども、この登録を受けて、また事業を開始していない事業者というのかなり存在するというのも事実で、630のうち、今小売供給の実績のあるのが469社だそうです。

○山内委員長

そのほか、いかがですかね。

どうぞ、月山オブザーバー。

○月山オブザーバー

ありがとうございます。

先ほど川越オブザーバーからご発言があった点、業界内でトラブルがあった点とのご指摘、非常に重く受けとめたいと思っております。来年の法的分離に向けまして、私ども、TSOを含めまして、全力を挙げて準備にいそしんでおるところでございますが、十分な対応ができなかった事例があったことということのご指摘ですので、改めて法的分離の趣旨を踏まえまして、中立性、公平性、透明性、この観点を踏まえた趣旨、徹底した準備を改めて取り組んでまいりたいというふうに思います。

折から、ちょうど来年、オリンピックとかパラリンピックがございますし、情報セキュィティー事故なんかもいろいろ発生する可能性も高いんじゃないかというようなご指摘もいただいているところですので、そういうトラブルの対応を含めまして、しっかり対応したいと思っております。本当に申しわけございませんでした。

○山内委員長

ありがとうございます。

そのほかにいかがですか。よろしゅうございますか。

何人かの委員から、現状報告といいますか、定点観測についてももう少し突っ込んでとか、あるいは成果的な情報ということがありましたので、この辺については事務局のほうで検討していただきたいというふうに思います。

それから、きょうの資料、3つ目の議題ですね。小売電気事業登録制度の運用についてということで、実態がわからない事業者がいるということでありまして、事務局からご提案がありました。これについては報告というよりも皆さんにお諮りすると、こういう内容になっておりますが、特に何かこれに対するご異論等ないと思いますので——四元委員。

○四元委員

全く異論ございません。法律の観点からいうと、現状の電気事業法の中で、この登録取り消しの要件に乗せるためには、報告徴収命令で命令違反という状況をつくって、それで手順を踏んでやるということで、全く異論ございませんし、むしろこういう事象があったら遅滞なくやっていただいたほうが、行政の責任としてよろしいかと思えます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかに、この件に関していらっしゃいますか。

そういうご発言もございましたので、電気事業法、あるいは関連法令に基づいて、求めに応じないという場合に、また連絡がつかないというような小売事業者については、今、先ほどご説明があったような必要な手続を行った上で、登録を取り消す運用にしたいということでございますので、このように進めていただいてよろしゅうございますかね。

ありがとうございます。

それでは、次の議題、資料6に入りたいと思います。次の議題は、高度化法の間接評価の基準となる目標値の設定について、どうぞよろしくをお願いします。

○森本電力供給室長

続きまして、資料6になります。高度化法の間接評価の基準となる目標値の設定についてでございます。

前々回の、こちらの基本政策小委員会、8月の終わりに行われた委員会でございますけれども、この供給高度化法の間接評価の基準となる目標値、こちらの設定について、その下の部会でございます制度検討作業部会、こちらで詳細議論を進めて、年内を目途に本小委員会に報告をしてと

というようなことにさせていただいてございました。本日は、その中身につきまして作業部会のほうで議論を行い、また、一昨日の24日の作業部会におきまして委員の了承が得られたところでございますので、そちらのご報告を行いたいという内容でございます。また、この目標設定とあわせて幾つか議論されている論点もございますので、そちらにつきましても状況のご報告をさせていただきたいというような内容でございます。

資料を移っていただきまして、資料、スライド番号5ページに移りたいと思います。

先ほど申し上げました中間評価の基準となる目標値の設定につきましては、原則2020年以降、毎年度目標値を設定し、つまり2020年度、来年度、そちらから目標値を設定し、供給高度化法の非化石の目標でございます44%、こちらに向けて漸増していくと、こういうような方向で設定を考えるという内容になってございます。また、目標値の調整に当たっては、想定される小売電気事業者の非化石電源比率の全国平均、こちらを目安として激変緩和量を控除しながら設定をすると、こういうような内容でございます。また、具体的な平均値の設定の方法につきましては、原則として供給計画、こちらの数値を用いて設定するというような内容になってございます。また、グランドファザリングの設定、激変緩和措置、こちらは既にご報告をさせていただいているような内容になってございます。

ページをちょっと飛んでいただきまして、スライド8ページでございます。

こちら、第20回の8月の終わりのこちらの小委員会でご報告をさせていただいた内容でございますけれども、今、足元の非化石電源比率の現状、2018年度の実績の数字になってございます。FIT法で導入が進められてございます再生可能エネルギー、こちらが9%前後、また水力は7から8%前後と、こういうような数値になってございまして、そちら、足し上げますと23%という数字が、今、足元、2018年度の実績でございます。

9ページ目でございます。

9ページ目が、全体の非化石電源比率の目標の数字になってございます。先ほど実績、2018年度の数字を申し上げましたけれども、四捨五入前、22.8%というのが実績になってございます。2019年度、最新の供給計画に基づく、その次の年度、2020年度の想定される全国の平均非化石電源比率、こちらが26.1%という数字になってございます。全体の目標としましては、この26.1%というのをまず第1フェーズでは目指していくというのが検討部会の審議の内容でございます。

あわせて、21年度、22年度につきましても、事業者の予見性を高めるためという目的から、まだ目標としては最終的には設定してございませんけれども、参考の値として数字をお示しをさせていただいてございます。こちら供給計画をベースにした数字になってございます。この26.1%を達成すべく、各小売電気事業者の目標値の設定についてということで、10ページ目でご

ざいます。

こちら、これまでの制度検討作業部会のほうで整理をしていただいた内容になってございます。先ほど申しあげました2020年度の全国の非化石電源比率の想定値、こちらから非化石電源のグランドファザリング、化石電源グランドファザリングということで、それぞれの各小売電気事業者の足元の非化石電源比率、こちらを加味をいたしまして、非化石電源の比率を割り振った形になってございます。そこから各社のグランドファザリングを計算いたしまして、目標を一定程度引き下げ、さらには激変緩和ということで、一定程度目標を緩和し、最終的に個別事業者の目標を設定すると、こういうような整理をさせていただいてございます。

この整理に基づきまして設定をさせていただいた全体の目標値の設定が、スライド番号11ページになってございます。

2020年度の非化石電源比率の想定、これは先ほどご説明をいたしました26.1%という数字になってございます。また、非化石電源のグランドファザリングということで、こちら、事務局のほうで計算をさせていただきまして、5.7%と、これは全体で目標を引き下げる観点から、既に目標を一定程度引き上げる形になります。2020年度非化石電源比率の目標といたしまして31.8%と、こういうような計算が出てまいります。こちらから、足元の目標から一定程度控除することになっています、2018年度の証書の売れ残り証書分、こちらを引き下げまして、全体としましては目標とすべき値が23.2%と、こういうような数字になってございます。そこから激変緩和量といたしまして、同じくマイナス8.6%、こちらを引き下げまして、全体の目標として23.2%と、こういった目標の設定をさせていただきたいと、こういうふうな内容になってございます。こちらから、各社の各小売電気事業者の証書購入量を計算いたしますと、約9%と、こういうふうな数字になってくるというのが全体の2020年の目標値の設定になってございます。

なお、スライド12ページでございますけれども、仮に2018年度の非化石電源比率が15%の事業者の場合の2020年の目標値の設定を事務局のほうで試算したものがスライドの12ページでございます。こちらは参考で掲載をさせていただいてございます。

以上が、これまでのタスクフォースのほうで議論をいただき、24日に取りまとめ、了承をいただいた内容になってございます。

2ポツ目以降につきましては、それぞれ細かな幾つかの各論の論点の議論状況のご紹介でございます。

少し飛んでいただきまして、スライド17ページ目でございます。

非化石証書購入費用の小売料金上の取り扱いについてということでございます。特に委員、またオブザーバーの方からたくさんコメントをいただいた内容になってございます。中間目標達成

に係る非化石証書の購入費用、こういったものにつきまして、一定の措置を求める意見をたくさん頂戴をしてございます。こうした意見を踏まえまして、需要家への説明のしやすさという観点から、この中間目標達成に係る非化石証書購入費用、こちらを小売供給を行う上での限界費用、いわゆる可変費、こういったものに該当するということの明確化、こちらについては引き続きタスクフォースのほうで検討していきたいという形にさせていただいてございます。

また、小売電気事業者の非化石証書購入費用の機動的な料金改定手続、こういったところも意見をいただいております。非化石電源比率を高めていく、社会全体の低炭素化を進めていく、こういった大きな目標性、こちらにつきましても強くコメントをいただいているところでございます。そういったことを鑑みながら、一方で、そういった料金改定手続なんかを求める小売電気事業者の声も踏まえながら、また需要環境への影響を確認しながら、この内容につきましては引き続きの検討課題とさせていただいております。

また、一方で、非化石証書の収入、発電事業者のほうに入ってきてございます。入ってくることとなります。そういった内部補助についての監視、こういったものも声をいただいております。こちらにつきましては、引き続き電力・ガス監視等委員会の議論を踏まえつつ、検討をいただくという形にさせていただいております。

続きまして、スライド19ページ目でございます。

また、先ほど申しあげましたような非化石証書の収入、発電事業者に入ってくる収入の用途、こちらについても定期的に説明を求めるということにさせていただいております。具体的には、各小売電気事業者が毎年7月末に、この供給高度化法に基づく達成計画、こういったものを提出いただいております。また、この内容につきまして、この基本政策委員会のほうにもご報告をさせていただいております。その内容に合わせまして、タスクフォース、また基本政策小委員会におきまして発電事業者から一定の報告を求めて、その内容のご報告をさせていただきたいという形にさせていただいております。

続きまして、スライド21ページ目でございます。

ちょっと一部重複がございますけれども、非化石証書の収入の内部補助の監視の重要性、こちらにつきましては、先ほどのご説明にかぶりますけれども、引き続き電力・ガス監視等委員会のほうで検討いただくという内容にさせていただいております。

続きまして、スライド25ページ目でございます。

そのほかの論点についてという内容でございます。幾つかコメントいただいた内容の最後、そのほかの論点ということで、FITの非化石証書の最低価格、こちらにつきましては、現在、1.3円/kWhという値を設定をさせていただいております。こちらにつきましては、引き下

げを求める意見、また一方で、そのまま維持をする意見と、この両方の意見をいただいているところでございます。そういった内容を鑑みまして、当面は1.3円を維持しつつ、将来の事業環境の変化を見きわめながら、必要に応じて見直しをしていくという形にさせていただいてございます。

2点目でございます。目標未達成事業者の取り扱いということでございます。2020年度、21年度、22年度を第1フェーズというふうにさせていただいてございます。また、その評価に当たっては、3年間の目標値の平均をとるという形の評価の設定をさせていただいてございます。こういった評価、2020年度以降始まった段階で評価をしていくということになりますので、未達成事業者の取り扱いについてもあわせて検討していくという形にさせていただいてございます。

3点目でございます。供給高度化法につきましては、現在、年間の販売電力量を5 kWhというような裾切り基準を設けてございます。こういったものに対する見直しという意見もいただいております。現時点では、2017年度、18年度、フォローしている限りにおきましては、そういった対象から外れた事業者、現時点では確認はされてございません。こういった事業者の確認を引き続き行いながら検討を深めてまいりたいというような内容にさせていただいてございます。

最後、まとめといたしまして、27スライドでございます。

2020年度の目標値の設定につきましては、本日ご報告をさせていただいた内容でご了承いただけましたら、高度化法の告示の改定手続きに入りまして、2020年度を迎えるというような形にさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、幾つか残されています継続の議論の論点につきましては、引き続きタスクフォース、または必要に応じて本小委員会のほうで議論をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、高度化法関連の議題でございます。これについてご質問、あるいはご意見を伺いたいと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

大石委員、どうぞ。

○大石委員

ご説明ありがとうございます。

今回ご報告いただいた、この検討作業部会の資料なんですけれども、この会議には、どなたか消費者の代表というのは出ていらっしゃるのでしょうか。

○森本電力供給室長

結論的には出てございません。

○大石委員

社会全体として非化石比率を高めていかなければいけないという、これは誰しも納得するところなんですけれども、やはり今、いろいろな電気事業法の改正ですとか、それから再エネ法の改正ですとか、いろいろ行われている中で、一体消費者の負担というのがどこでどのような効果を生んでいるのか、これから生もうとしているのかというところが、全体像がちょっと消費者にとっては見えづらい状況にあります。

今回のご提案の中に小売料金への転嫁という部分がありまして、これが本当にどこまで必要なものなのか、消費者に説明がつくものなのかというところが、ちょっと今回のこの資料だけではわかりづらいところがありますので、引き続きまして慎重にご検討いただくことを求めたいと思います。

以上です。

○山内委員長

よろしいですかね。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

今の点、私が言うのはすごく変な気がするのですが、転嫁の問題がとても重要だということが書いてあるんですが、具体的にどうするということが書いていないのは、私の理解では、作業部会ではなく、消費者の代表の方も参加される、この委員会でやるべきだという考え方もあり、重要であるからちゃんと議論してくれということは作業部会からこの委員会に伝えているけれども、その詳細についてはここで議論するという整理だと思います。まさに大石委員が今ご指摘になったようなことを考慮して、ここでちゃんと議論するということだと思いますので、具体案が出てきたときに、また具体的に発言していただければと思います。

内部相互補助のことについてもちゃんと言及していただいていますし、適切に整理されていると思います。内部相互補助の問題は、今回説明いただいた問題に限らず、ありとあらゆるところで出てくる問題で、ここに関する信頼がない結果として改革が進まないのは、今回の問題もそうですけれども、ほかのところでもいっぱい出てくるので、監視等委員会には、この文脈でもそうですが、あらゆる文脈でこの問題をぜひ考えていただきたい。特に発電部門の利益を使って小売市場で新規参入者を駆逐する。発電市場の支配力を梃子に小売市場での新規参入者排除のためにその利益を使っているのではないかと疑念は、まさにここでも出てくるのだけれども、ほかのところでも共通に出てくる問題。例えば容量市場が創設されたのは、これがなければ電源の新規

投資が進まない、電源が維持ができない、だから発電部門にちゃんとお金が入らないとこまる、そう主張しているにもかかわらず、一方で、発電部門の利益を投入して小売の値下げをして新規参入者を駆逐する。発電の収益が低すぎて維持できないなんて一体どこの国の話をしているのだと。発電側のほうに適切なお金が回らないことが問題だと言っていた国の話だとは到底思えないようなことも起こっているとすると、それこそ容量市場とかの正当性も疑われかねない。この点はいろんな改革にかかわるので、監視等委員会の方でも頑張っ、そういうことはない、ちゃんとした市場だということをぜひ示していただきたい。

以上です。

○山内委員長

次、石村委員、どうぞ。

○石村委員

ありがとうございます。

まず確認ですけれども、第1フェーズの目標、エネルギーミックス、非化石比率の目標値というのは、ご説明だとかたい線というか、各事業者の見込みを合計するような形で目標値が設定されているということ。そういう理解でよろしいんですかね。

○森本電力供給室長

はい、その理解で結構です。

○石村委員

ということは、成り行きというか、かたい線の目標になっているということなんだけれども、第2フェーズ以降は、やはり2030年のこのカーブを見ても、急にぐっと上に上がるカーブになるので、それを確実に44%に持っていけるための具体的な目標値の設定というのを、第2フェーズ以降は僕はまず必要だと思います。それと、それを実現できるための施策ですよ。それをやはり並行して打っていく必要があるだろうと。この目標の44を決めていても、それだけではなかなかならないので、それを実現するための施策と並行してやっついていかないと、第1フェーズのような目標値の設定の仕方だけでは、なかなか44に到達できないんじゃないかなという気がしますので、その辺をお願いしたいなというふうに思います。

○山内委員長

秋元委員、どうぞ。

○秋元委員

ありがとうございます。

制度検討作業部会は、私も委員で、これ、もう長く議論させていただいて、もう恐らくこの非

化石の議論は1年ぐらいずっとさせていただいたということで、相当委員の中でも煮詰まった議論をした結果、これが出てきたというふうに思っています。当初の案であると、やはり新電力に相当打撃がある可能性もあるということも含めて、このグランドファザリング等を導入したり、激変緩和措置を導入したり、そういうことを含めて、この案が最終的にまとまってきて、今回中間目標という話になっているというふうに思っております。

全体として考えないといけないのは、やはりこのパリ協定以降、国際的な状況の中で、気候変動対策への非常に強い要請が起こってきているということ、まず認識しないとイケなくて、それに対して対応をとっていく必要があるというふうに思っています。一方、やはり気候変動問題だけではなくて、まさにエネルギー基本計画でいう3E+Sの、このバランスをどういうふう to 実現していくのかというのが一方で求められていて、これが非常に、バランスをどう保ちながら気候変動問題を解決していくのかということが大変重要な問題だというふうに思っています。

それに基づいて、要は、だから消費者に大きな負担を寄せながらも、気候変動に対応し、そのためにはある程度のコストは払っていかざるを得ないというのが今の状況だと思います。もちろん、いろいろイノベーション等によって、例えば再エネのコストを下げていくとか、もしくは、それだけではなくて、いろいろ効率化を図りながらコストを下げていくということは重要なことではあるわけですが、ただ、繰り返し申し上げますが、一定程度消費者の負担もなければ、この目標は達成できないし、気候変動問題への対応はできないということだと思っています。

いずれにしても、ただ、負担をどこに寄せるのか。これは目標は決まってしまうので、基本的に社会全体としては負うコストが決まっていますので、突き詰めると、それを一時的にどこに寄せるのかということだけだというふうに思っています。そうした場合には、どこに寄せようと、基本的には社会の中でコストは負担しないとイケないので、どこかに回り回ってコスト負担はやってくるので、そういう面で、どこに寄せていくのがいいのかということを考えないとイケないというふうに思っています。そういう意味からすると、全く価格を料金を上昇させない中でやろうと思っても、非常にゆがみが出ますので、ある程度料金を上げていくということは必要不可欠かなというのが私の見方でございます。

特に、私、制度検討作業部会で何回も申し上げたのは、規制料金のところで料金が決まっていると、そこに対してなかなか上げることが難しいので、そこで飲み込んでしまうと、今度は新電力サイドが競争的な料金として上げにくくなってしまって、むしろ駆逐されてしまって、せっかくの電力自由化の目的が達成できなくなる可能性があるという懸念があるので、やはり私は、その規制料金を簡便な形で上げる手段というものを、今後よく議論を深めていく必要があるというふうに思います。ただ、しかもそれは急ぐので、新電力が駆逐される前にしっかりそれを対応を

とるということは大事ではないかというふうに思いますので、消費者の視点からすると、電気料金を上げてほしくないというのは、非常にこれはよくわかる話ですし、私もこれまで何回も申し上げていますが、日本だけが余り電気料金が高くなると、産業競争力に負けて気候変動問題に対してうまく対応できないので、そこはやはりエネルギーミックスであるとか、今回の激変緩和措置であるとか、そういうものをうまく調整しながら、対応をとりながら、ただ、気候変動問題に対応し、しかも電力自由化という目的を競争というところうまく達成していくということは大事なので、ぜひ消費者にも理解いただきながら、この簡便な形での料金転換の仕方ということも検討を深めていくべきだろうというふうに考えるところでございます。

以上です。

○山内委員長

次は川越オブザーバー。

○川越オブザーバー

ありがとうございます。

本件は、ことし4月に新電力の13社による陳情書を提出して、小売への負担軽減を要請してきました。今回のグランドファザリングや激変緩和を設定するなどは一一定の評価をいたしますが、結果としては、証書価格次第では会社によっては数十億円の影響があるということで、大型水力等の非FIT電源を持たない新電力小売の経営に極めて甚大な影響を与える内容となっております。

何人かの委員の方が言われましたように、小売競争への悪影響をぜひなくすためには、非FIT、非化石証書の大規模な売り手が支配力を行使して売り惜しみをしていないか、証書価格が内外無差別になっているかなど、厳密な監視をぜひよろしくお願いします。

また、高度化法の趣旨によれば、これまでつくった非化石電源の価値を再配分するような議論ではなくて、やはり44%に向けて新たな再エネなどの投資にいかに関与させられないか、その仕組みづくりやインセンティブの議論が必要と考えており、引き続き検討をご要望します。

以上です。

○山内委員長

村松委員、どうぞ。

○村松委員

ご説明ありがとうございました。

作業部会で非常に丁寧なご議論をさせていただいた上で、この結論が出たというふうに理解しております。皆様、委員の方々からご発言がありましたように、私もほぼ賛同なんですけれども、

目標を今回、高度化法の達成に向けて、事業者の方々にきちんと制度に沿った行動をとっていただくというのが、こういった諸問題も考えていく上で必要なことですので、やはり事業者が制度に沿った行動をとっていくためには、きちんとお金が回ること、そのコストの転嫁ができるということは不可欠なんだというふうに考えております。これは市場の仕組みで自然に上げの方向に行くだろうというのは考えにくいことだと思いますので、もしその転嫁がうまくいかないということになってしまいますと、コストを飲み込めない、体力が比較的に事業者さんは撤退せざるを得ない。そうすると、はね返って、需要家の方々にとっては、せっかく自由化がここまで進んできたのに選択の幅が狭まってしまうと、需要家にとっても不利益が生じるということだと思いますので、ここはきちんとコスト転嫁の仕組みというの、今後継続して検討というふうにいただいておりますけれども、きちんとした仕組みづくりに向けてやっていっていただきたいなと思っております。

転嫁に当たって、大石委員もおっしゃっていましたが、やっぱり需要家の方々の理解をきちんと得られることというのが肝要ですので、これについては、今回非化石収入をどう使ったかということの報告を求めるといようなお話もございましたけれども、やはり需要家にとっても、どれだけのベネフィットがあるのかということを見えるようにしていただければというのは、非常に要望するところでございます。

需要家の方々も、少々収入コストを負担する、幾ら負担して、自分がどれだけCO₂排出削減に貢献できたのかといったようなことを、わかりやすい方で、トータルでこうですというのもあるんだと思うんですが、私が幾ら、何キロワットアワー使ったら、これだけ削減に貢献したんだぐらいに、自分事として捉えていただくことによって理解が進むのではないかなというふうに考えております。それは、ESGという観点で各社さんは取り組みされていらっしゃると思いますので、発電事業者にとっても、自社がこれだけ環境問題に貢献しているんですというアピールにもなるんだと思うんですね。

最後に罰則の話なんですけれども、これも事業者行動を左右するもので、もし達成しなかったとしたらどんなペナルティーが待っているのか、そのペナルティーのレベルを見て、実際に非化石証書を購入して、達成に向けて行動しようというふうなことを左右される会社さんもあると思います。ただ、世の中の的には、特に金融機関がESG投資という観点で、融資の条件に環境問題の対応をきちんとされているかといったところを評価軸に入っている会社さんが非常に多いというふうに聞いております。特にプロジェクトファイナンスものと、かなりそのハードルが上がっているということを知っていますし、コーポレートファイナンスにおいても、その会社自体がどんな取り組みをしているかといったようなことを見ていらっしゃると思いますので、まずは金融

機関のほうの融資が受けられなくなる可能性がありますよということを、事業者さんの中でも徐々に認識が高まっているのではないかなと。そういったところが達成に向けた後押しもなるんじゃないかと思います。達成できないところは、需要家の方々にもお名前は公表されるぐらいは最低限は必要なのかなというふうに思っています。それでも余り響かない事業者も、もしかしたらあるかもしれませんが、ほとんどのきちんとした会社さんというのは、そういった社会的制裁を受けることを回避しようという動きになるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○山内委員長

そのほかにご発言ございますか。よろしゅうございますか。

多くの委員から、きょうの議題の2つ目の論点、競争環境等の問題についてご意見をいただきました。これについては引き続きワーキングのほうで継続して議論していただくということでございますが、最初のところの目標値の設定、これについて、石村委員から少しコメントがございましたけれども、2020年度についての目標値については特に大きな異論がなかったと思いますので、この手続については事務局で進めていただくということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、次の議題は資料7-1、7-2にかかわるという問題であります。これについてご説明、事務局からお願いしたいと思います。

○田中電力・ガス取引監視等委員会ネットワーク事業監視課長

それでは、最初に資料7-2のほうについてご説明をさせていただきたいと思います。

こちら、「2022年度以降のインバランス料金について（中間とりまとめ）」というタイトルになってございますが、こちら、当電力・ガス基本政策小委員会におきまして、需給調整市場の創設にあわせて2021年度からインバランス料金制度を改正する方針が示されまして、その詳細につきましては、電力・ガス取引監視等委員会において、資源エネルギー庁及び電力広域的運営推進機関の協力を得つつ検討を進めることとされたものでございます。これを受けまして、電力・ガス取引等監視委員会も、制度設計専門会合において、本年2月から資源エネルギー庁の審議会で示された考え方をベースに、新たなインバランス料金制度の詳細について議論を積み重ねてきて、6月にも経過報告を当委員会のほうにさせていただいたところなんです。今般、これまでの議論の結果を踏まえまして、2022年度以降のインバランス料金制度の詳細設計の中間取りまとめを行うに至ったものですから、今般ご報告をさせていただくという趣旨でございます。

「※」にちょっと書いておりますとおり、2019年11月に開催された委員会におきまして、電

力・ガス取引等監視委員会における検討結果も踏まえ、新たなインバランス料金制度の開始時期につきましては2022年度からに延期をされているものでございます。

それでは、23行目の1ポツ、新たなインバランス料金の基本的考え方でございますが、このあたりにつきましては、6月の報告でもご報告をしているところですので、簡潔にご報告をさせていただきたいと思っております。

こちらのインバランス料金につきましては、実需給における過不足を精算する単価であり、価格シグナルのベースとなるといったものでございますので、基本的な考え方として、インバランス料金が実需給の電気の価値を反映する、関連情報をタイムリーに公表することが重要といったこととしております。

こうした考え方に基きまして、インバランス料金は以下により算定するというので、32行目以降に記載をしております。インバランス料金はエリアごとに算定する、調整力の広域運用は考慮する。次に、33行目、コマごとに、インバランス対応のために用いられた調整力の限界的なkWh価格を引用する。35行目、需給逼迫時におけるインバランス料金は、系統全体のリスクを増大させ、緊急的な供給力の追加確保といったコスト増をもたらすことを踏まえ、逼迫時にはインバランス料金が上昇する仕組みを導入するというを基本的な考え方としておるものでございます。

40行目でございますが、インバランス料金の算定方法の詳細ということで、41行目、(1)インバランス料金の算定方法につきましては、次のア)、イ)の高いほうをインバランス料金とするということで、インバランス対応のために用いられた調整力の限界的なkWh価格、もしくは需給逼迫時の補正インバランス料金のいずれか高いほうをインバランス料金とするということにしております。

48行目以下、インバランス料金の算定に用いる調整力の限界的なkWh価格でございますが、こちら、①にございますとおり、広域運用調整力の限界的なkWh価格をインバランス料金に引用することとしております。さらに、②におきまして、各コマの限界的なkWh価格の決定方法でございますが、調整力の広域運用につきましては、2021年度から15分ごとの指令、2023年度からは5分ごとの指令によって運用するといった予定になっておりますので、したがって、15分の場合につきましては、各15分の限界的なkWh価格を、各15分におけるインバランス量によって加重平均して得られる値をインバランス料金に引用することとしておまして、5分ごとの場合というのも同様ということにしております。

次、3ページでございますが、68行目、73行目につきましては、広域運用調整力の指令がゼロであった場合、あとはエリア分断時の扱いといったことについて細かい扱いを記載をしております。

す。

77行目、卸市場価格による補正ということでございますが、こちらにつきましては、電源Iなど、登録された調整力kWh価格が必ずしもその時点の需給状況を考慮されたものとなっていない場合があります、そのため、稼働した調整力の限界的なkWh価格が電気の価値を適切に反映しない場合があります得るということで、こうしたことから、81ページのところの表にあるような、卸市場価格との関係が逆転する場合によっては、以下の補正を行うといったことにしております。

この点につきまして、83行目にありますとおり、そのときに用いる卸市場価格Pにつきましては、当分の間、時間前市場における取引の実需給に近い取引から異なる5事業者・5取引の単純平均価格を用いるといったことにしております。

続きまして、4ページ目、ごらんいただけますでしょうか。

90行目でございますが、こちら、太陽光・風力の出力抑制が行われているコマにおける系統余剰の発生につきましては、実質的に限界費用ゼロ円の太陽光等を下げているとみなすことが適当であると考えられるものですから、太陽光等の出力抑制が行われているコマで系統余剰になった場合につきましては、インバランス料金の算定に用いる調整力の限界的なkWh価格に関してはゼロ円とするということにしております。

98行目以降、需給逼迫時補正インバランス料金でございますが、こちらが前回、6月に中間報告をしてから、新たに監視等委員会において議論の整理をした内容ということになってございます。

98行目以降でございますが、需給逼迫時につきましては、「上げ余力」が少ない状況での不足インバランスは、大規模停電等の系統全体のリスクを増大させ、供給力の追加確保や、将来の需給調整力確保量の増大といったコスト増につながるものということでございますので、そうした影響をインバランス料金に反映させ、系統利用者に対する適切なインセンティブとなるよう、料金を上昇させることで、需給の改善を促すことが適当ということでございますので、したがって、このため、以下のような直線的な式、109行目以降のところにあるような直線的な式に基づきまして需給逼迫時の補正インバランス料金を決定し、これが調整力の限界的なkWh価格の高い場合は、この価格をインバランス料金とするということにしております。

109行目の、このグラフの具体的な数値の決定ということでございますが、こちらにつきましては、このAのパーセントにつきましては、政府が需給逼迫警報を発令する予備率を参考に3%とするということにしております、116行目でございますが、このBの値ということにつきましては、こちら、電源I'を発動し始めるタイミングを参考に10%ということにしております。

このB'の値につきましては、こちら、電力広域的運営推進機関における需給逼迫の基準とな

る広域エリアでの予備率8%を参考に、8%ということにさせていただきます。

逼迫時のインバランス料金の上限価格であります、このCの価格ということにつきましては、こちら、電原I'の公募結果から、I'として確保したDRを一般送配電事業者が想定する回数発動した場合の価格を参考に、600円ということにさせていただきます。ただし、2022年度から2023年度までの2年間につきましては、暫定的な措置として、需給要因により高騰したと考えられる過去の時間前市場での約定の最高価格を参考に200円を適用するというようにしてありまして、暫定措置期間終了後は600円に変更することを原則といたしますが、ただし、暫定措置期間中のインバランスの発生状況やリスク回避のための手段の整備状況などを確認した上で、必要に応じ、暫定的な措置の延長や段階的変更を検討するというようにしてあります。

続きまして、136ページ、Dの価格につきましては、電原I' 応札時に応札者が設定するkWh価格の上限金額の平均を参考に45円ということにさせていただきます。

以下、154行目に、以上、ご説明申し上げたインバランス料金算定の詳細ということでもまとめてございます。

続きまして、158行目、需給逼迫時に講じられる各種の対策の取り扱いについてでございますが、こちらにつきましては、166行目の表にございますとおり、I'につきましては、稼働したI'について広域運用された調整力の一部とみなしてインバランス料金の検査を行う。緊急確保した自家発につきましては、その自家発がなければどの程度補正料金算定インデックスが低下していたかを算定し、その値に基づいて補正インバランス料金の計算を行う。電力使用制限につきましては、電力使用制限を調整力とみなし、kWh価格を100円の調整力が稼働したとみなしてインバランス料金の計算を行う。計画停電につきましては、計画停電を調整力とみなして、先ほど申し上げた補正インバランス料金の上限価格、600円を原則としますが、暫定的措置として2年間200円のインバランス料金とするということにさせていただきます。

177行目、ブラックアウトが発生した場合のインバランス料金及び卸電力市場のあり方でございますが、こちらにつきましては、ブラックアウト時につきましては、無用な混乱を回避するとともに、市場参加者の公平性を確保するため、卸電力市場を一旦停止し、この期間中のインバランス料金についてはブラックアウト発生前の卸電力取引市場価格、スポット市場価格を適用するというので、具体的には118ページの表のとおりということにさせていただきます。

193行目、沖縄エリアにおけるインバランス料金でございますが、沖縄エリアにおけるインバランス料金の算定につきましては、広域運用が導入されないことから、エリア内で稼働した調整力の限界的なkWh価格を引用してインバランスを算定することによりまして、具体的には、エリア内で稼働した調整力のうち、kWh価格の高いものから順に20MWhの加重平均価格を引

用することとしておりまして、上げ調整と下げ調整が同時に行われた場合は、相殺をした上で加重平均を引用するといったことになってございます。

9ページ、211行目、タイムリーな情報公表ということでございますが、インバランス料金が、その時間における電気の価値を反映することを踏まえまして、関連情報をタイムリーに公表することとしておりまして、公表されるべき情報の項目及びタイミングにつきましては、233行目以下に記載をしているとおりのことになってございます。

私からの説明は以上でございます。

○下村電力産業・市場室長

続けて、資料7-1をごらんいただければと思います。

本日は、ただいまの報告も踏まえまして、大きく3点についてご議論いただければと考えてございます。

資料7-1、スライド2をごらんいただければと思います。

こちらが全体像でございます、ただいま田中課長からのご報告は、2022年4月からのインバランス料金についてということでございます。本日、この場では、特に2020年4月から2022年までのインバランス料金、それから市場の運用についてご審議をいただきたいと考えてございます。

スライド4以降が、この1点目の論点、2020年4月からのKとLの値についてでございます。現行のインバランス制度は、本年4月から運用を開始してございまして、現在、スライド5のようなKとLの設定を行ってございます。この値は、スライド6のとおり、適切なインセンティブが働くコマ数が90%を超えるという値を目指して設定した値でございます。

これをレビューいたしますと、スライド9でございます。

全体で見ますと、Kによる補正で11ポイント、Lによる補正で16ポイントの改善が見られてございます。また、特に北海道エリアにおいては、相対的に大きな補正をしたということも背景に、Kにおいては28ポイント、Lにおいては30ポイントの改善が見られてございます。

また、一般送配電事業者の収支という観点から見てまいりますと、この間、仮にK、L補正がなかりせば、全体でインバランス収支は161億円の赤字であったのに対しまして、この補正を行った結果として約20億円の黒字という結果となっております。

論点がスライド10でございます。

これらの結果を踏まえまして、2020年の4月以降のK、Lをどう設定するかでございます。前回と同様の観点で検討を行いますと、この観点①、観点②というものを見ますと、前回と同様、90%の適正なインセンティブ達成を基準とするということが考えられます。この値を次のページ、スライド11の赤枠囲いで示させていただきます。

他方で、観点③といたしまして、一般送配電事業者のインバランス収支ということで見てまいりますと、北海道電力の送配電部門は、2019年度の4月から9月の半年間で約9.6億円の黒字を達成をしてございます。これは、スライド9にあるように、全国で約20億円の黒字であったものの約半分に相当する黒字であったという結果でございました。この観点から考えますと、現状でもかなり相対的には大きい送配電部門の黒字というのが、北海道のKとして、現状よりもさらに大きな4.29という値を採用いたしますと、より一層大きくなるということが見込まれるところでございます。

このため、結論とすると、この10ページの下段の表でございますけれども、北海道のKのみは現行の2.98の値を継続をいたしまして、それ以外のK、Lの値は90%強度を達成する以下の表の値を採用することとしてはどうか。これが論点1のご提案でございます。

続きまして、スライド13以降の災害時等のインバランス料金のあり方でございます。少し飛んで、スライド18をごらんいただければと思います。

15、16、17は、ただいま田中課長からご報告があった内容の抜粋でございますけれども、災害は今後いつ来るかわからないというものでございまして、2022年度のインバランス料金の仕組みと整合する形で、できるものは早く取り入れるということが望ましいと考えられるわけでございます。

他方で、インバランス料金の補正を入れるためにはシステム開発が必要ということで、こうした中でも、スライド17にございますような電気事業法に基づく使用制限令が発動した際の100円という設定値、あるいは計画停電が発生したときのCの価格という適用と、これはいずれも定数でございますので、システム開発を要さずに導入が可能と考えられるところでございます。このため、2022年3月までの間のインバランス料金でございますけれども、これは、その4月以降のインバランス料金のうち、これらの補正のみを適用する形で暫定運用することとしてはどうかというのが、この論点2の2番目の提案でございます。

続きまして、大きく3つ目の論点、災害時の市場停止・再開基準についてでございます。

スライド21にございますとおり、前回までのご審議におきまして、ブラックアウト中は市場を停止し、その後のネットワーク機能の復旧後に市場を再開するという基本的な考え方についてご審議をいただきました。本日は、その詳細をご審議いただければと考えてございます。

スライド23をごらんいただければと思います。

前回のご審議では、ネットワーク機能の復旧直後に市場を再開することが実務的に可能かといった議論をいただきました。この点、確かに深夜にネットワークが復旧をいたしますと、翌朝のスポット取引の準備が整わないと、これが市場参加者のほうで準備が整わないということも考え

られます。一方で、現状の運用を考えますと、スポット取引の前日の16時にFITインバランス特例①の予測量通知というのが行われてございまして、各バランシンググループは、これを見て翌日のスポット市場への入札量を決定をしていると、こういう実務が考えられます。そこで、16時以前にネットワーク機能が復旧をした場合には翌日、それ以降に復旧した場合には翌々日に、市場、特にこれはスポット市場の議論でございますが、これを再開することとしてはどうかというのが、この論点3-①のご提案でございます。

続いて、スライド25をごらんいただければと思います。

では、時間前市場についてどう考えるかということでございますけれども、1ポツにございませうとおり、今後、再エネが進展する、そして市場統合をどんどん進めていかなければならないと考えますと、バランシンググループによって、実需給直前まで、この時間前市場が需給調整の場となっていくということが期待されてございます。また、今後、容量市場が創設されますと、需給逼迫時には、この容量市場落札電原が市場投入されるということも考えますと、適切なインバランス料金制度のもとで、時間前市場はネットワーク機能復旧後、速やかに開示をすると、こういった運用も考えられるところでございます。

しかしながら、まだ足元では容量市場がなく、時間前市場の流動性も十分とは言えない中で、実務面でもスポットと同様の課題があると考えられることから、当面はスポット市場の再開後に時間前市場を再開することとしてはどうかというのが、ここでのご提案でございます。

最後の4ポツにあるとおり、この点につきましては、今後の各種市場等の実態も踏まえまして検証、見直しを行っていくことが必要かと考えてございます。

この具体的な運用につきまして、スライド27以降で、特に事業者の皆様に向けまして少し整理をさせていただいてございます。

スライド28をごらんいただければと思います。

昨年の北海道胆振当時地震の際には、ブラックアウトが発生した9月6日から、スポット市場が再開される9月27日までの約3週間にわたりまして、小売事業者の電原調達手段が限定的でございましたので、一般送配電事業者がインバランス補給を行い、全て調整力として精算すると、こういう運用が行われたところでございます。今後、新たな整理を適用した場合においても、市場再開までの運用については北海道の際と同様の運用としてはどうかというのが、ここでのご提案でございます。

では、そうするとどうなるかというのがスライド29でございます。

この仕組みを北海道の際に当てはめますと、このマトリックスの一番上の行、昨年度は9月6日の3時07分に地震が発生し、その後ブラックアウト、9月8日の0時13分に一般負荷送電完了

といったことがございました。そうしますと、次の行でございますけれども、この復旧は16時よりも前でございますので、今後はその翌日、9月9日の10時のスポット市場が開場するということになります。そして、その次の行、黄色マーカーでございますけれども、スポット市場の電気の取引というのは、9月10日分の電気、これが行われるということになります。そして、その次の行、時間前市場は9月9日の17時から取引が開始いたしまして、その次の行、緑色のマーカーでございますけれども、これも9月10日分の電気の取引が行われると、こういうことになってまいります。

最後、一番下の行にインバランス料金を書いてございますけれども、9月6日の間は前日のスポット取引価格でございますので、この価格を適用すると。また、9月7日から9月9日までの間は、前回のご議論で、市場停止時のインバランス料金は直前1週間の平均値を用いると、こういうことでご議論いただきましたので、先ほど、28スライド目のご提案とあわせまして、市場再開までの間、この値を用いることとしてはどうかというふうに考えているところでございます。

そして、スライド30、31に、さらに限界事例といいますか、応用的なケースというものを整理をしてございますが、ここでの説明は割愛をさせていただきます。

スライド32をごらんいただければと思います。

災害時等に一般送配電事業者が活用できる供給力について考え方を整理してございます。北海道際には、約3週間にわたって市場が停止し、一般送配電事業者が道内の自家発電を含めて供給力をかき集めて供給を行ったという実績がございます。新たな仕組みのもとでは、ネットワーク機能の復旧後、市場は開場するということになりますけれども、なお一般送配電事業者がこうした努力を行い、また、万一市場で売れ残った電原があるという場合には、こうしたものも活用をして供給を行うということは重要であると考えられます。このため、こうした運用が可能な形で引き続き供給力を集めて運用を行っていただくということが、有事の際には求められるのではないかと整理をさせていただいてございます。

スライド34をごらんいただければと思います。

市場再開後に計画停電が実施されるような場合、市場参加者であるバランシンググループにとっては、どう計画停電がされるか、ぎりぎりまでわからないので、需給計画の策定が困難であると、こういったご議論もいただきました。この点、現行の運用は、次のスライド35にございまして、前日18時に需給逼迫警報が発令され、その後、危機が回避されればよし、回避されなければ、左側のほうに行きまして、計画停電実施の2時間前に計画停電の実施が発表されると、こういう運用となっております。

スライド34にお戻りいただきまして、こうしたときのバランシンググループの行動を考えます

と、先ほど申し上げたように、計画停電のときにはCの価格、600円ないし200円といった高額なインバランス料金が設定をされますと、balancingグループは、これを回避する行動をとろうとする。具体的には、みずからの需要家に対して節電をお願いをしたり、あるいは、あらかじめデマンドレスポンス、需給調整契約などを結んでおくといった行動が想定をされるところでございます。こうした行動は、系統全体で見ますと厳しいときでございますので、これは需給を改善をする側に働くと考えられまして、結果といたしましては計画停電の量であったり、あるいは、そもそも回避につながると、こういった行動が促されるという期待があるわけでございます。このため、こうした行動の結果として、仮に需給計画が正確に提出できず、またその変更ができなかったとして、結果として余剰インバランスが発生をしたとしても、これは合理的な理由のもとでの余剰インバランスであるとして認めていくこととしてはどうかという運用、これを考えているということでございます。

最後、スライド36でございます。

以上の議論につきまして、本日ご審議をいただきまして、これでご賛同いただけるということであれば、今後、2020年4月からの運用開始を目指して準備を進めていくこととしてはどうかというふうに考えてございます。

ご説明は以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

議論の内容がかなり詳細といいですか、細かい話でありまして、その意味では、制度設計の議論なんか、初めて聞かれるとなかなかわかりにくいところがあるかと思うんですけども、前半のほうは、基本的に制度設計でやっていることのご報告ということでありまして、後半の論点については、皆さんのご意見を伺いながら、ここで方向性を決めたいというふうに思っております。

いかがでございましょうか。どなたかご発言……。大山委員、どうぞ。

○大山委員

どうもありがとうございます。

まず、資料7-1のほうですけれども、論点1のKとLの話、これは需給調整市場が回り始めるまでの制度ということだと思いますけれども、その間だとしても重要なので、しっかり進めていただきたいというふうに思います。

その上で、私も「何だっけ」とちょっとしてしまったのが、K、Lの定義とかインセンティブ強度の定義等は、毎回書いていただいたほうがいいのかという気がいたします。「あれ、何だ

つけ」という方が多いのではないかと思いますので、ここはよろしくをお願いします。

それで、北海道だけが条件が異なっているよということだったので、これは理由等は私はわかりませんが、どのような状況になっているかという確認だけは、これは監視等委員会なのかもしれませんが、しっかりしていただいて、またご説明いただければというふうに思います。

それから、論点2、3、災害時の制度について、基本的にはこれで遺漏ないというか、ほかに思いつかないので、よろしいのではないかとこのように思います。

ただ1点だけ、これはJEPXの方から聞いたんですけども、システムの時間前市場を閉じるのは難しいとか何かいう話があるみたいで、これは理由はわからないので、それは聞いていただいたらいいと思うんですけども、基本的にはこういう方法ですけども、本当にシステムを改修するのか、運用で逃げるのかというのは、ちょっと考えていただければというような気がいたします。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

そのほかにいかがですか。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

ちょっと、非常に細かく技術的なことの質問なんですけれども、先ほども議論になった北海道電力のところで、この現行のK、Lで全体の黒字20億のうちの約半分ぐらいが出ている。ある意味で異常な状況が起こっているという点に関して、何が起こっているのかを知りたい。黒字、約10億は、KのほうとLのほうというか、余剰のほうと不足のほうで大体同じぐらい、5億ずつ黒字が出ている、そんな感じなんですか。あるいは、可能性としては、例えば不足側で20億黒字で、余剰側で10億赤字をあわせて黒字10億ということだってあり得る。これはどんな感じになっているのかは、もしわかったら教えていただけないでしょうか。事前に聞くべきだったのに、この場で聞いて申しわけありません。

○山内委員長

これ、どちらに行けば……。どうですか。

○下村電力産業・市場室長

まず、今の点については少し確認をしてご報告させていただければと思いますけれども、一義的には、資料7-1の5スライド目をごらんいただければと思いますけれども、北海道は、ほか

の地域と比べても実は10倍ぐらい大きい。ほか、例えば北陸電力、中部電力は0.27、0.28といったKであるのに対して、北海道は2.98というような補正を行っていますので、このインバランス量がそのまま乗っかってくるということが一義的には大きいのかなと思っています。ただ、ボリュームの点が全くほかのエリアと同じなのかという点は、よく確認すべきだと思いますので、その点については改めてご報告させていただければと思います。

○松村委員

言いたいことは何なのかというと、これ、Kは据え置くけれども、Lは変えると言う提案ですよ。それで、もちろんこれは、Lを変えるのは、ある意味で黒字を減らす方向に行くわけだから、黒字がすごく大きいというような状況から見ると、とても合理的なやり方だと思う。しかし、仮にもしこれが不足の側は大黒字で、余剰のときにはかなりの赤字になっていて、差し引きしてこうという、もしそんな状況だったとすると、どっちかということこれで足りないと言う変なんです。Kが高過ぎないかという、むしろLを変えると赤字をふやしちゃうわけですよ。これ、本当に適切な対応なのかは若干疑問がある。そういうつもりで申し上げました。

ただ一方で、これ、特例的にやるということで、本来なら、計算どおりだったら上げるというようなものを据え置くというのを、さらに進んで下げるというのはやり過ぎということなんだと思うので、今回の対応は合理的だと思うのですが、もし相当変なことが起こっているということだとすると、次回も同じ対応ではまずいのではないかという問題意識で申し上げました。もし同じことが起こるのであれば、余剰と不足のそれぞれでどれぐらい黒字になるのかということ、次回の半年後の改定の議論のときには出させていただければと思います。

次に、同じ問題ですが、北海道は暫定的にこうするということですが、北海道の何か異常な状況が、これに限らず至るところで出てくる点に関して、心配しています。心配しているというのは、例えばスポット市場がうまく機能していない結果なのではないかということ。つまり北海道ではスポット市場は異常に価格が高過ぎて、しかも玉が十分出ていなくて、その結果として、調達しようとしても調達できなくて、インバランスがどうしても大量に出て、この高いKで、それで大黒字になる構造だとすると、これはスポット市場がうまく機能していない結果かもしれない、だとすれば大ごと。

この問題はベースロード電源市場だとか、いろんなところにもはねてくる話で、本当にこれだけいろんな形で変な状況が起こっているという問題に関して、本当に北海道の市場は大丈夫かという意識は、ぜひ監視等委員会のほうにも持っていて、変なことが起こっていないかどうかを、北海道だけ狙い撃ちにするというわけじゃないのですけれども、こういう変なことが起こっていることを背景にして、ぜひ重点的に見ていただきたい。北海道は系統の端っこだから、お

かしたことが起こって当たり前だとか、そういういい加減な議論で思考停止しないで、新北本もできたわけだし、LNG火力も動き出したわけだし、以前とは大分状況が変わっているにもかかわらず、まだ変なことが続くようだとすると、いろんなところでとても重要な問題になってくるので、そこをぜひ見ていただきたい。

以上です。

○山内委員長

続いて大橋委員、どうぞ、ご発言。

○大橋委員

まず、先ほど大山委員からあった、市場停止における時間前市場の扱いなんですけれども、結局、時間前市場が開いていないときのインバランス補給のために調達した調整力の支払いというのは事後精算になるということで、そうすると、事後精算の価格というのはどういうふうに決まるのかというと、民民の間で決まるんだけど、場合によると、値段というのはかなり高くなる可能性もあるのかなという気がします。

他方で、時間前が開いていれば、一応時間前で価格がそこで決めることができるんじゃないかということがあるんじゃないかと思ひまして、そうすると、一応事後精算よりは、市場で決まったという透明性の観点から、もしスポットと同様に実務的な問題があると、ちょっと先ほどご説明の中であったので、そこが具体的に何なのかというところに依存すると思ひますけれども、時間前をあけておくことのメリットもあるのではないかという感じはして、ちょっとそこあたりというのは、実務的な論点も含めて精査が可能かどうかというふうに思っています。

2番目は、これ、資料7-1で気づいた点として、市場が閉鎖してブラックアウト発生時で、その発生直前及び翌日以降についてはスポット市場価格を参照すると。この参照する価格というのは、発生する前のスポット価格の、例えば1週間の平均値を使うということなんですけれども、これというのは、思えば、その時点では完全に確定している値なんですよね。そうすると、多分インバランス価格としては、もうそこに張りついちゃって、ある意味メルクマールになっちゃうのかなと。逆に、実際には直前のほうが価格は安いはずなので、何かちょっと変なゆがみも生じるのかなという感じがして、若干このあたりのインバランスというのは不確実なほうがいいという観点もあるとすると、実は直前よりも直後のほうが、要するにスポットが開いた後の1週間後の価格を使うみたいなことでもよかったのかなという感じがして、もしこれは、私が議論に参加していたとすれば、まことに申しわけないんですけども、ちょっとそういうようなところも感じています。

いずれにしても、これはTSOの一般送配電事業者の財務にも影響を与えることになるのかな

とっていて、仮にこういうふうな制度で固めるとすると、これによってTSOが赤字をこうむるのであれば、ちょっとそのあたりというのは、きちんと検討されるべき論点として取り上げるべきではないかというふうには思いました。

以上です。

○山内委員長

ご指摘の点、ちょっと議論したような気がします。事務局は何かありますか。

○下村電力産業・市場室長

ありがとうございます。ちょっと関連します。まず大山委員からのご指摘につきましては、スライド36にございますように、ご指摘のとおり、時間前市場の停止・再開につきましてはシステム上の課題がありますので、当面は制度で対応をさせていただければと「※」で書いてございます。

それから、今、大橋委員からご指摘いただいた点については、まず、この時間帯をどう考えるか、この9月6日から9月9日までの間をどう考えるかということでございますが、北海道のときには、これが9月6日から9月27日までずっと市場がとまっていた。そのときには、もう小売電気事業者は自ら自分で電気を調達してくる手段がなかったので、市場価格を参照して、大々的に前後1週間のインバランス料金を事後的に設定をさせていただいたという運用がありました。これはそんなに長くあっていいんではなかったということで、今回、もうネットワークが復旧したら市場をあけましょうということで、これまでご議論いただいてきたわけでございますけれども、じゃ、直後ってどうするんではなかったと、本当にその直後にあけるんではなかったと、準備が整わない事業者もいるので、じゃ、1日ぐらい待ちましょうかというのが今回のご提案なわけです。

したがって、じゃ、その1日待ちましょうというところをどう考えるのかというところでございますけれども、スライドの25でも少しご議論をさせていただきましたけれども、この期間を、小売電気事業者がみずからの努力で電気の調達をしてくることができる期間と観念するか、できない期間と観念するかということでございまして、今回のご提案は、できない期間であるという前提で、ここを整理をさせていただいたものでございます。もしもできる期間であるというふうに観念をすると、おっしゃるとおりインバランス料金ではブラインドであるほうがよくて、直後は恐らくインバランス料金も高くなると想定されますので、そちらの高いほうに引っ張られる、そういう精算が行われることになるわけですけれども、この期間はスポット市場がとまっていますので、ベースロード市場も結局引き渡しが行われられないということになります。

それから、容量市場が今後創設されれば、そこでの玉というのが、市場さえあれば時間前市

場に大量に投入されるということが想定されるわけでありましてけれども、今、恐らくここで、じゃ、あけますと言って玉が出てくるかという、恐らくなかなか、今のザラバ市場を鑑みますと出てくるということは期待しにくいのではないかと。そういったときに、そのインバランス料金をブラインドにして、ちょっと高いところを当てはめるといことが、本当に公平な競争条件という観点から適当かという、むしろここではまだ手段がないところということで今回始めさせていただいて、今後市場が環境が整ったら、そういうことも含めてご検討させていただくということとしてはどうかというのが、今回のご提案の趣旨というところでございます。

○山内委員長

次、柏木委員なんですけれども、関連ですか。じゃ、松村さんから。

○松村委員

今の議論ですけれども、ぜひ考えていただきたいのは、これは極めてまれなケースだと言うこと。節電要請が出ているだとか、あるいは計画停電の恐れが出てくるだとかだと、かなり低いとしてもそれなりの確率で起こるかもしれない。しかしブラックアウトのことを議論していると、これは別の委員会で、N-4のトラブルが起こったとしてもブラックアウトが起きないぐらいに万全な態勢をとっているということは、相当に確率が低い話だということは、まず認識する必要があります。それで、物すごく低い確率の、物すごくレアな事象のところ、これで送配電部門の収支がどうかというようなことって、本当にリアリティーがあるのかをまず考えていただきたい。

次に、この議論をしたときに恐らく最も重要な点だったのは、これをむやみに長くすると、確かにいろんな影響が出てくるから、これがむやみに長くないようにするという。それで今回の提案が出てきている。そうすると、その短い期間も市場を開くべきだという議論はあり得ると思うけれども、そこは相当に限定された期間になっていることを考えれば、今回の問題に関して、時間前市場を開くことは意味がないとは言わないけれども、それがどれぐらい大きな意味があるのかは疑問。

それから、インバランス料金を設計するときに、新電力の不安としては、どこまで高くなるのかわからない。それが一瞬ではなくて長期に続くというのがとても不安だというような議論があったとすると、ここはまさに無理にやると、そういうことにもなりかねない。そういう不安を減らす効果がある一方で、実害が相対的に小さいことを考えれば、私は、今回の事務局の整理はとても合理的だと思います。

以上です。

○山内委員長

柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

どうもありがとうございます。

この7-1ですが、災害時の市場の停止、あるいは再開の基準に関する事務局の案は非常によくできているというふうに私は理解しています。同意するんですけども、ただ、こういうインバランス等々の市場再開基準を2024までと4年間とっていますよね。市場というか、デマンドサイドのデジタル化ということを考えると、随分世の中変わってくる可能性があって、スマートメーターが22年には全部装着される見通しであります。それで2024にしているということですか。だけれども、ほとんどの部分が22には入ってくる可能性がある。東京のようなところはそうですね。

一方で、非常時のエネルギー需要の最低限生活を維持するためには、大体平常時の3分の1ぐらいのエネルギー量で最低限の生活はできるということになっています。そういう意味では、随分デマンドレスポンスも瞬時にかけやすくなって、今までと同じような考え方で市場再開の条件をつくれるかという、少し違ってくるような気がするんですね。デマンドサイドのデジタル化ということを経後の検討に入れて頂きたい。

それから同時に、今議論されようとしています配電システム。配電システムの免許制だとか、こういうことを考えあわせるとオフグリッドというコンセプトが出てきて、オフグリッドにしても、デマンドサイドに電原がなければすぐ停電しちゃうわけで、これもやはり上位系の大規模型の発電システムをベースにデマンドに流れ込んでいくということを考えている制度だというふうに思わざるを得ないと思っています。例えば再生可能エネルギー主力電原化とか言っていますので、オフグリッドしても大丈夫なように、もちろんコジェネも調整電原として入ってくるし、蓄電池も入ってくるということなので、Vehicle to Gという形態も可能性があるわけで、そういう意味では、今のミックスがもしうまく達成できたとして、2030年で、簡単に計算しますと、30%から35%ぐらい、分散型の電原がデマンドサイドに入ってくると思います。3割という、もう無視はできないわけで、レジリエンスの面でも大きな貢献を果たす立場になります。また、配電線の免許制とかということを見ると、いろんなところにオフグリッド化しても生き残れるエリアがどんどんふえてくると思います。このような事も考慮に入れると、2024年以降には、この災害時の後の市場の停止・再開基準というのも少し変わってくるような気がしています。そこから辺の検討も十分にしていける必要があるんじゃないかという意見、コメントです。

○秋元委員

ありがとうございます。

すみません。結構複雑な話で、このインバランス料金の制度設計専門会合の議論を把握していないので、ちょっと理解が追いついていないのかもしれないんですが、基本的に私は、そこはもう報告事項ということで、2022年以降ということで議論をした結果だと思しますので、何ら異論がないんですが、今回のご提案が、それを今度の4月から、もう200円に上げるということで、インバランス料金の逼迫時にkWh当たり200円に上げるというご提案だったと思うんですが、きょう決めろというような感じなので、ちょっと議論として、もう少し、要は災害時の対応ということなので、本当にレアなケースに対して、今急に決める必要があるのかなというのは、若干ちょっと疑問がわいたというのが1点です。

あとは、要は逼迫しているところでいきますと、インバランス料金が多分厳しい状況で、需給逼迫が続いているような状況だと思いますので、200円で固定されるような状況のような気がするんです。そうすると、そのインバランス料金の予見性が物すごく高くなっているような状況で、それで変な行動が起きないのかなというのがちょっと、すみません、私の理解が追いついていないせいなのかもしれませんけれども、すっきりしなくて、そのあたりについてもう少しご説明いただけると、きょうこれで合意していいのかなとかどうかという感じがして、今の状況だと、私の理解では、すぐここで合意していいのかな、どうなのかなというのはちょっと疑問がわいているということをお願いしたいと思います。

○下村電力産業・市場室長

すみません。説明が十分じゃなくて申しわけありません。

今回のご提案は、逼迫時に料金を上げるところ、これはシステムが必要になるので、ここはまずK、Lを適用したいというものでございます。ただし、需給逼迫というよりも、計画停電とか、あるいは電気事業法に基づく使用制限令を発動するのは物すごい、だからもう限界的な、そういう状態に至った場合のインバランス料金をどうするかということでございます。

そのときに市場への影響はどうなるかというのは、34スライド目でご説明をさせていただいたのですけれども、こういうふうに高額なインバランス料金が設定されることになるというふうに考えますと、各市場参加者は、それを回避をする、そういう行動を事前に備えるということが期待されるのではないかとこのように考えています。こうした観点からも、今後、2022年4月ということで監視委員会のほうでご報告をいただいたわけでございますけれども、この制度の整合性、連続性ということを考えたときに、導入が可能などころというのは速やかに導入をしていくという考え方でいかにかということでご提案させていただいているものでございます。

○秋元委員

いや、今のご説明については私も理解しているつもりで、K、Lのところに関しては全く異論

もないんですけども、逆にいうと、だから、もう災害時の話なので、こういうふうに理論的にすんなりいくのかなというのが若干懸念が残る。本当に玉が出てくるのか、高く設定したことによって玉が出てくるのかと、逆にいうと、価格が200円で固定されることによって予言性が高くなってしまいますので、変な行動がこういうときに起きないのかというのが、少し私の中でクリアになり切れていないというのが、私の理解が進んでいないだけなのかもしれませんが、そのあたりを今決めていいのかというのは、ちょっと今のご説明を聞いても、すぐにはうんという感じではすんなりいっていないというのが正直なところです。

以上です。

○山内委員長

田中さん、特にご説明ありますか。

○田中電力・ガス取引監視等委員会ネットワーク事業監視課長

2022年の話じゃなくて、20年をちょっとご議論ということではありますが、一応監視委員会のほうにおいて、この計画停電時の200円というところを議論の結果決めた経緯ということについて、ちょっとご説明をいたします。

もともと、この需給逼迫時、計画停電時の金額のところについては、監視委員会においては1,900円、600円といった議論がなされておりました、もともとそれをどうするかということを検討されておったんですが、その中で、新電力の影響等にも考慮して、一旦600円にしてはどうかということで11月に案をお示しをしたところでございまして、11月にご議論いただいた中で、やはりこの600円というところについては、何らかの激変緩和、暫定的措置を設けるべきではないかということで、12月に改めて200円ということで、22年から24年までの間については暫定的措置を設けていいかというところで議論をしたという経緯がございまして、200円というところ自体が、もともとこの追加的に確保する供給力というところで想定した金額に比べては随分と低くなってきているというところであるとともに、そういった200円という金額のところを、ある程度の高い適切なインバランス料金を設定することによって、価格シグナルを通じて、これまで市場に出てこなかった自家発やDRなどが出てくることになり、市場メカニズムによる需給改善が図られ、計画停電を回復できる、あるいは早期に計画停電を解除できるといったことを期待しているというところでございまして。

さらに、制度設計専門会合においても、逆に、この上限価格を低くし過ぎるデメリットというところについても考慮すべきではないかというご指摘もありまして、そういったご指摘も踏まえ総合的に検討した結果、2022年から24年までの2年間については暫定的に200円にしてはどうかということでご議論いただいたという内容になってございます。

○山内委員長

村松委員の順番なんですけれども、この問題、それじゃ、ちょっとどうぞ。

○村松委員

ありがとうございます。

私も、秋元委員からお話がありました2020年4月から2022年3月までの適用についてというところで、あれっと思ったところがございます、今までご説明いただいていたのは2022年度以降ということで、それを議論が煮詰まったので、できるだけ早くに、いつ大災害が起きるかわからないし、計画停電ですとか使用制限、こういったものが起きるかわからないので、できるだけ早くに策を打っておきましょうとおっしゃっているのはよくわかるんですけれども、これによって事業者の受ける影響というのは甚大なんだろうなというのが一番懸念される場所なんです。

2020年4月からの新年度の事業計画は、各社が、今まさにつくっていて、詰めの段階に入っているんだと思うんですけれども、ここで新しいリスク要因というんですか、災害が起きたときに、これだけの高いインバランス料金を負担する可能性がありますといったときに、そのリスクの性質はどういうもので、どれぐらいの発生可能性があるか。もう極めてレアで、この2年間全く起きないかもしれないんですけれども、どれぐらいのリスクと、起きる可能性があって、それによって自社がこうむる影響というのはどんなものなのかと、そういったものに対して、じゃ、どういう策を打っていくんですかということばつと分析して行って、事業計画に反映して、また上場会社であれば、有価証券報告書でリスク情報という形で出していかなければならない。また、監査を行う公認会計士の立場から言えば、今後の長文式監査報告書の中でそういった会社のリスク情報への対応状況だとか、そういったものも書いていくのに向けて各社が準備している中で、こういうインパクトの大きいものがいきなり出てくる——いきなり出てくるって、議論自体は前からしていたんですけれども、それが2020年4月からというのが、「えっ。それ、本当に皆さん、準備できるんでしょうか」というのが、しかもそう容易に対策がとれるものでもない。相対電原を確保しましょうとか、市場で先物、まだまだちょっと流動性も高くないところで、どうやって手を打てるのか。もしくはもう全然手も打てませんという、丸裸の状態で新年度を迎えなければいけないかもしれないので、ちょっと、きょうここで本当に決めなければいけないんでしょうかというのが、秋元委員がおっしゃっていたのと同じ意見です。秋元委員がおっしゃっていた懸念事項と、私が感じるのと全く同じなのかわからないんですけれども、考えているところはそのタイミングの話でございます。

すみません。以上です。

○山内委員長

松村委員と、それから都築オブザーバーなので、松村委員からでいいですか。じゃ、松村委員。

○松村委員

まず、市場のゆがみが起きないか、という点に関しては、まさに先ほど監視等委員会から正しく説明されたとおり、ゆがみはあります。それは、200円という価格が、秋元委員がご懸念になるような、ずっと続くというような状況になったとすると、これはスポットのマーケット価格の上限価格も200円になる。200円を超えるようなものは基本的に出でこないことになる。ほかの市場も全部同じ。最終的にはインバランスで調整できるのだから、それよりも高い価格で調達しないのは、普通に利潤を最大化していれば起こる事象という意味ではゆがみは発生します。ただ、これは価格が低過ぎることのゆがみです。

その低過ぎることのゆがみは、200円を超えるようなコストの電源、例えば自家発で機会費用が物すごく高い電源だとか、あるいは、すごくコストがかかるDRは原理的には出でこなくなるかもしれないというゆがみはある。しかしこれは2022年以降も共通する問題。その点を考慮したとしても、余りにも高いところから始めると、新電力に甚大な影響を与えるからというので、本来なら下限600円と言われていたものを200円まで大きく下げて、それで始めるということ。先ほどご懸念になった新電力への甚大な影響とかというの、ある意味でここを大きく下げたところからスタートするということからすれば、相当程度考慮されている。

むしろ逆の懸念、本当に需給が逼迫したときに、実際の停電コストだとかは200円なんかよりもはるかに高いわけですから、そういう電源が出てきてほしいのにそれを抑えて停電を拡大しかねないというロスがあるのにも関わらず、あえて200円にしたということはぜひ考えていただきたい。

それから、どれぐらいの頻度で起こるのかというのは、もし私の事実認識が間違っていたら教えていただきたいんですが、北海道のケースですら、これに当てはまらない。つまり、数値目標を伴った節電要請は出ていない。もちろん計画停電も起こっていない。つまり、あのクラスよりも相当に深刻な事象で初めて起こること。でも実際に経験している。東日本大震災の後に東京電力管内は計画停電を経験しているわけですから、あのクラスのことを起これば、今回の事象は起り得る。ゼロの確率ではないのは事実。しかし、そのようなときには、200円を下回るような電源は、もうとにかくフルで出てきてほしいという、まさにそういう状況なので、そのインセンティブを適切に与える制度は、私は一刻も早く入れるという事務局提案は決して間違っていないと思います。

以上です。

○山内委員長

都築オブザーバー。

○都築オブザーバー

ありがとうございます。

実は私、最初の松村先生のご発言の後にも札を立てていたものですから、その後に皆さん、何か、先生方がお話しになられたので、相当話がかぶってしまいまして、それなので、それを全部やめて、違うことを少し申し上げようと思っています。

先ほど、このケースというのが何かレアケースでという話だったと思うんですけども、これ、制度をやる立場として考えていったときにというのを私が言うのが適切かどうかわかりませんが、そのときには、あらゆるレアケースも含めて、ちゃんと場合分けの議論をして議論を尽くす。そこにちゃんと何か論点があるんだったらパッチを当てるとというのが、まず基本的な考え方だというふうに思っていて、今回、そういう形で事務局において、こういうご提案がなされたんではないかというふうに推察をしております。

それをきょう決めるのか、決めないのかということは、この場であつたりとか当局側のご判断だというふうには思っていますが、少なくともレアケースだからということでは、それで議論をやめるという議論ではなくて、どちらかという、こういう一連のいろんな災害があつて、その中には激甚化しているものもふえてきているというところで、やっぱり一定の議論しておくべきだということから、この議論というのは始まっているんだと思いますし、そういう中での対応というのは意味があるんじゃないかなというふうに私自身は思っています。

そういった観点で考えると、そういう限界的なところではあるのかもしれませんが、そこにおける負担の議論というのはあるのかなというふうに思っています。当然、大橋委員もおっしゃったと思いますけれども、これ、できるだけ市場を早く立ち上げようというところからアクティビティーがスタートしているんですけども、事情があつてまだ開けません。開けないんだけど、もう一般負荷送電というのは行われている。すなわちネットワーク自体はアベイラブルであるという状態ですね。北海道のときなんかは、そういうときなんかでも、例えば太陽光を持っておられる方が、なかなか思うように発電させてくれないと言って、逆にそういう統制的な動きがあつたことというのが、どちらかというディスカレッジしたような感じに聞こえちゃった部分というのもあつたと思うので、こういう統制的な対応というのは、これは政策的にそういうふうに行っているんだと思いますが、できるだけ短めにこしたことはないというふうに思っています。

そのときに、スポットマーケットというところでこれが議論されていますけれども、何かあらゆる手段で、例えば相対もそうですし、それから、ほかで開けるような、相対に準ずるような、

そういう場もあると思いますし、そういうところをできるだけ正常取引に近づけるための行動と
いうのを促していくような仕組みとこのを設けていくということが重要なのではないかなとい
うふうに思っております。

この話って、きょうの説明の順序が、未来の話が先にあって、その後、手前の話というふうに、
資料説明が今、この議題であったように、どちらかという将来の姿を思い描きながら、その手
前でどこまでのことができるのかということで議論がなされているんだというふうに私は理解を
しています。だとすると、今、足元でこれしかできないから、これでやりますというのも、それ
は足元の議論としては必要なんですけども、できるだけ未来に向けて、じゃ、どういう準備を
したら、その来るべき時を迎えられるのかということから、ぜひいろんなご議論をいただけた
らいいかなというのは、感想みたいなことで、ちょっと言うことが変わっちゃったんですけど
も、そんなことを若干申し上げさせていただきます。

○山内委員長

すみません。発言順を間違えまして失礼いたしました。ありがとうございました。

月山オブザーバー、どうぞ。

○月山オブザーバー

ありがとうございます。

少し前の話、あるいは先ほどの大橋先生、松村先生のお話ともちょっと議論がかぶってしま
います。繰り返しになるところがあって恐縮でございますけれども、市場再開までのインバラン
ス料金のお話について、ちょっと触れさせていただけたらと思います。

資料の7-1の29ページあたりを参考に、ちょっとお話し申し上げられたらと思うんですか、
スポット市場再開までの間、この料金というのは、直後はともかく、その後は直前1週間のス
ポット市場価格の平均値でインバランス精算するという話になる。これがある意味で、TSOの立
場からしますと、これが収入になるということかと思うんですが、支出になりますと、これは先
ほども松村先生からお話がありましたけれども、多分自家発をかき集める。原価費用が相当高い
かもしれないものが集まるようになるというのが、ちょっと安易に想像されるところではあり、
そうすると、やはりこのTSOの財務収支という中身については、少しやっぱり心配が出てく
るところはあるかなと思っています。確かにレアケースではあるんですけども、このあたりは
「レアケースではありますが」と、先ほど広域機関のほうからもご発言がありました。パッチを
何か手当でするというお話の中に考えを入れていただくんであれば、インバランス管理という観
点から見ると、収支管理という観点から見ると、いろいろ切り口はあるかと思うんですが、
制度全体として合理的な仕組みになるような検討は、引き続きぜひよろしくお願いできたらとい

うふうに思うところであります。

私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

時間の関係もありますので、そろそろこの辺であれしたいんですけども、基本的には、ご疑問はありましたが、それに対するいろいろなご答弁というか考え方があって、この形でよいのではないかと私は思っておりますけれども、そういう形でよろしいですかね。

もしそうであれば、省令改正等もありますので、それで進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ちょっと時間がないので、次の議題、資料8ですけれども、これについて事務局からお願いいたします。

○下村電力産業・市場室長

それでは、資料8をごらんいただければと思います。

この審議会ではなくて、昨年の災害等を踏まえまして、今、電力システムを再構築し、中長期的な環境変化に対応可能な強靱化を図るための具体的な方策ということで検討する場として、持続可能な電力システム構築小委員会というものが設置され、計4回、集中的な議論が行われました。そして中間取りまとめ案が提示をされまして、本日、こちらについてパブリックコメントが開始されたところでございます。

参考資料として、この中間取りまとめ案を添付させていただいてございますが、こちらは構築小委員会のほうでご審議をいただいたものでございまして、これに座長修正が加わったものというのが本日パブリックコメントに付されていると、こういう状況でございます。ここでは、その中でも、特にデータ、それから計量について補完的な論点についてご審議いただければと考えてございます。

スライド4をごらんいただければと思います。

こちらは、その構築小委で議論された内容のご報告でございますけれども、現在はスマートメーターの導入も進みまして、こうした情報を活用することで、被災時の個別の通電情報をより迅速かつ正確に把握することが可能になると考えられます。先ほど柏木委員からもあったとおりでございます。

他方で、今回の災害におきましては、電力会社と、それから自治体等の間の情報共有に課題が見られましたので、電気事業法に基づきまして、一般送配電事業者に対し、関係行政機関等にデータ提供の必要性が認められる場合には、個人情報を含む電力データの提供を求めると、こうい

った制度整備を行うこと、これが提案されているところでございます。

スライド5をごらんいただければと思います。

私どものこの小委員会では、電力データを活用することによって、災害復旧時だけではなく、防災、空き家対策、高齢者の見守りといった社会的課題の解決や、他の事業者による新たな価値の創造も可能ではないかと、そのために需要家保護を前提とした仕組みづくり、こうしたものの提案をしていたところでございます。

そこで、構築小委では、スライド6、または7といったスキームをご提案をいただいたところでございます。以下、この内容を補足させていただければと考えています。

スライド8をごらんいただければと思います。

まずもって、電力データの活用にあたりましては、個人情報保護法を遵守して行うこと、これが大原則であるというふうに考えてございます。

スライド9をごらんいただければと思います。

この議論は、需要家が具体的なサービス、例えば左下にございますように、電力データを用いた高度な託児所サービスであったりですとか、右下にございますような省エネ管理サービスなどの提供を受けたいと、需要家がこういう希望をする場合に、その需要家自身がそのサービス提供者や利用目的ごとに同意を行うと、こういったことが基本になります。すなわち、こうしたサービスの提供を希望していない需要家の情報というのが、個人情報保護法に基づかずに利用されるといったことを意図したものではないということでございます。

スライド10をごらんいただければと思います。

こうした運用をしっかりと確保するために、個人情報保護法を遵守し、個人による情報のコントロール可能性を確保する観点から、情報管理の専門性を持つ中立的な組織が個人の同意の取得、あるいはその取り消しのためのプラットフォームを提供する、そして同意した個人等からの苦情、あるいは相談の受付窓口を提供し、その個人等が万一被害を被った場合には、その損害賠償を一義的に負うと。さらには、この中立的な組織が第三者諮問委員会を設置して情報提供先の適切性などについて審議をするなど、消費者保護に万全を期す仕組みとすることを考えてございます。

さらに、スライド11でございますが、それでもやっぱり民間事業者が運営すると不招請勧誘などが行われるのではないかと、こういった声もございましたので、この中立的な組織は、情報提供先の指導や勧告を行うことができる仕組みとすることに加えまして、この組織に対しては、国の監督にかからしめると、こういった仕組み、これをご提案させていただいたところでございます。

スライド12をごらんいただければと思います。

データ活用に係る収益と費用の取り扱いの論点でございます。スライド4でご報告をさせていただきましたような災害の対応のための自治体等へのデータ提供、これにつきましては、その目的に照らしましても、電気事業として実施し、これを無償で行うということが適当ではないかと考えてございます。

一方で、社会的課題解決等のデータ提供に係る費用や収益につきましては、受益者、すなわち情報提供先の負担を原則としつつ、電気事業として実施するデータ提供につきましては、得られる収益が要した費用を上回る場合には、これを控除収益といたしまして、託送料金を通じて広く需要家に還元するということが基本として、今後、ニーズ、あるいは必要な費用を見きわめた上で、さらに詳細検討を進めていくこととしてはどうかというふうに考えてございます。

スライド15をごらんいただければと思います。

こうしたデータ活用に当たっては、今月17日に消費者団体、関係者様にもお集まりいただきまして意見交換をさせていただきました。大石先生、どうもありがとうございました。引き続き、丁寧に消費者の皆様のご意見も頂戴しながら、詳細設計の議論を深めていくことが重要というふうに考えてございます。

スライド17以降、こちらは電気計量の議論でございます。

この基本政策小委におきましても、電気計量の議題は何度か取り上げさせていただきました。先ほどの構築小委におきましても、参考資料として、その報告書をつけさせていただいてございますけれども、先ほど柏木委員からもございましたような災害時の分散化とか、そういった論点も含めて取りまとめが行われまして、その中で、やはり計量制度の合理化といった論点の議論が行われてございます。

スライド18でございます。

構築小委では、計量の合理化の観点から、家庭等の分散リソースを活用した新たな取引に限りまして、事前に届出を行った事業者に対し、用いる計量器の制度の確保、あるいは需要家への説明といったことを求めることを前提に、計量法の規定の適用除外を設けることが提案をされました。こうした措置によりまして、需要家がFIT切れ太陽光を柔軟に取引できたり、EVを蓄電池として活用するといったことの柔軟化ということが期待されるわけでございます。

スライド19をごらんいただければと思います。

この具体化でございますけれども、国であらかじめ基準を設け、こうした取引を行おうとする事業者様から事前に届出をいただきまして、この基準にのっとり取引を行っていただくと、こういうイメージで考えてございます。

スライド20をごらんいただければと思います。

この小委員会では、計量の議題を扱った際には、やはり計量の専門家を交えた検討が必要ということでご議論いただきまして、日本電気計器検定所が事務局となる形で詳細検討を行っていただきました。審議は継続してございますけれども、そのポイントをここでご報告をさせていただいて、今後の方向性をご審議をいただければと思っております。

スライド21をごらんいただければと思います。

現行の計量法では、取引規模は大きくなるほど誤差が取引に与える影響が大きくなるため、精度の高い計量器を用いる仕組みとなっております。左下でございますとおり、500 kW未満の普通電力計の許容誤差が2から3%というものに対しまして、1万kW以上の計器では0.5から0.9%の精度が求められているということでございます。

一般の軽量法合理化の主なスコープは、家庭との分散リソースの活用ということでございまして、この研究会では、例えば、今回の適用除外の範囲は500 kW未満の取引に限定することが考えられる。また、他方で、業界、あるいは海外の規格等に準拠している場合には、それを柔軟な運用を可能とするといったことが適当といった議論をいただいております。

スライド22をごらんいただければと思います。

計量精度につきましては、現行2から3%の許容誤差となっているわけでございますけれども、現行の機器、太陽光に付随するパワコン等におきましては、プラスマイナス5%の誤差で運用されていたりですとか、ガス、水道といった他のメーターの誤差といったものも踏まえまして、電気計量におきましても、この適用除外というものに当たっては、プラスマイナス5%程度の精度を基本としつつ、先ほどのように規格に準拠している場合には、これを柔軟な対応とするといったご議論をいただいているところでございます。

23をごらんいただければと思います。

差分計量というものについても、需要家の合意を得た上で可能としてはどうかといった議論がございます。また、ここにはございませんけれども、ほかにも表示機構については必ずしもメーターと一体となっている必要はないのではないかなど、さまざまな技術的な検討をいただいているところでございます。

最後、24スライド目でございますけれども、この計量の議論という意味では、例えば需要家の需要場所内で行う取引というものは、こうした基準に基づいて取引ができるという仕組みを整えていくことが可能と考えてございます。

一方で、こうした計量器を用いまして、一般送配電事業者の送配電網を介して、例えば計画時、同時、同量に用いる、あるいは需給調整市場に用いるといった場合には、こうしたメーターを市

場に組み入れていくことが可能かどうかという、計量の課題というよりも、むしろ電力システム側の課題として検討が必要というふうに考えてございます。このため、こうした課題については引き続き詳細検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

駆け足でしたが、以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

これ、パブコメにかけられるということですが、これについての皆さんのご意見をここで伺って、まず引き続き議論するということですので、すみません。それでは、12時を過ぎてしまいましたので、お約束の時間が過ぎました。ご用向きがあられる方はご退出いただいても結構だというふうに思っております。

何かこれについてのコメントがあれば、ご発言願えますか。いかがでございましょう。特にそう言ったからって、発言するなという意味じゃないんですが、いかがでしょうか。

どうぞ、四元委員。

○四元委員

スライド4と5の個人情報のデータ提供ないし活用のところですが、4と5って、似て非なることだと思っていて、4のところは、昨今、個人情報保護という思考が停止して、非常に身動きがとれなくなっているというのが一方でありますけれども、当然のことながら、個人情報より法益において高次のもの、ここにあるように人の生命、身体、財産の保護という、そういうものがリスクとしてかかっているときは、もう当然これは個人情報を提供すべきというのがありますので、そこはもう本当に柔軟にやったらいいと思います。ただ、災害時に現場でそれを判断というのが難しいというのはあるかもしれませんから、事前にこういう方向性をちゃんと示しておくというのは大事かなと思います。

それと、スライド5のデータの活用というのは、ちょっと話としては違ってしまっていて、こちら、どこか書いてくださったように、個人のコントロールビリティをちゃんと確保すると、もうこれに尽きるのかなと。ただ、これって非常にコストがかかる話なので、そこら辺、コストはかかるけれどもしっかりやってくださいと、そんなことかと思えます。

以上です。

○山内委員長

そのほか、よろしゅうございますか。

大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。

今のご意見にプラスして、今回消費者のほうにもご意見を聞いていただきまして、丁寧に議論を進めていただいたこと、大変感謝申し上げます。

ただ1点、12ページにありますように、いろいろな消費者の意見を今回聞いていただいたんですけども、今おっしゃっていただいたように、やっぱり公に使う情報と、それから、特に電気の情報というのは、30分ごとのその人の生活が全部丸わかりになってしまうというものなので、今回、情報銀行の仕組みをとということでしたけれども、国がしっかり監督していただくと同時に、第三者委員会的なところには、消費者並びに個人情報に関する専門家をぜひ入れていただいて、しっかりと見ていただくことを要望したいと思います。

以上です。

○山内委員長

村松委員、どうぞ。

○村松委員

ありがとうございます。

今、大石委員からありましたように、個人情報の取り扱いについては十分注意をとということで、これは当然の話だとは思いますが、個人の承諾なしには進められないという話だと思いますので、そのところをきちんと丁寧に説明いただいて、承諾しない人は情報が使われないという前提ですので、むしろそういった活用することによってのメリットをご理解いただける方については、できるだけパイをふやして行って、こういうビジネスがつながっていくようにしていけるのいいのかなと思います。

日本国内でこういったビジネスモデル、情報と通信とを活用してオペレーションを回して行って利益が得られるというモデルがつかれば、これは海外に輸入していくというビジネスモデルもできると思いますので、ぜひぜひ積極的に進めていただきたいなと思っています。

ただ、10ページで、じゃ、情報銀行を利用した仕組みということを書いていただいているんですけども、どれだけきちんとやっても、情報漏洩のリスクというのはどうしてもついて回ってしまうので、ここの信頼度を高める手当てというのをおわせてやっていただければと思っています。

以上です。

○山内委員長

そのほか、いかがでございましょうか。

これ、パブコメですので、またお気づきの点があったら事務局のほうにお知らせいただければ

というふうに思っております。

すみません。ちょっと時間を超過して大変失礼でございますけれども、以上で本日の議論を終了とさせていただきます。

特に事務局からの連絡というのがありますか。

○下村電力産業・市場室長

ありがとうございました。

1点だけ、先ほどの資料の中でインバランスのところ、ちょっと最後、ばたばたというふうになってしまいましたけれども、私の理解の確認でございますけれども、この制度の整備自体は私どものほうで進めさせていただきたいと思っておりますけれども、じゃ、それをいつから実施するのかということについては、少しご議論がございましたので、これ、ちょっと事務的にも、少し事業者の声も聞きながら、いつから開始するかということについては、座長とも相談をさせていただいて決めさせていただくということでご理解を……。

○山内委員長

さっきは原案どおりでオーケーだったというふうに、ご理解いただいたというふうに思っておりますが。

○秋元委員

いや、提案どおりとおっしゃられたので、ここ、委員会の席なので、座長の取りまとめに反対はしないんですが、もし時期的なところ、全体として2022年からというのは議論した結果なので、全く不満があるわけではないんですが、2020年4月というのはちょっと近過ぎないかという疑問は、どうしてもちょっと残るので、もしそこを検討の余地があるのであれば、4月から導入しないとすごく問題が大きいということであれば同意するんですが、ちょっと、ぜひもう一度事務局とご検討いただくというのは一番いいかなというふうに思います。

○山内委員長

わかりました。基本的な方向性はこれで、時期についても一度事務局と相談させていただいて、また何かあれば皆さんにお諮りするということにさせていただきます。大変申しわけございませんが、そういうことでよろしいですか。

それでは、熱心にご議論いただきましてありがとうございました。

これをもちまして第22回の電力・ガス基本政策小委員会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後0時10分 閉会